【別紙４】（別紙様式１）

事件番号　　平成　　　年（　　）第　　　　　号

申 立 人

相 手 方

**新　宿　調　停　実　施　上　申　書**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　平成　　　年　　　月　　　日

　東京簡易裁判所　御中

申立人　　　　　　　　　　　　　　　印

頭書記載の調停事件について，下記の理由から，第２回目以降の調停期日を，民事調停法第１２条の４により，東京都新宿区西新宿１丁目２４番１号所在の日本司法支援センター東京地方事務所（法テラス東京）内において実施してください。

記（□に✓したもの。）

□　相手方の住所地が①の区内である。

□　相手方の勤務先所在地が①の区内である。

なお，本件で参考となる事情は次のとおりです。

□　当事者双方の住所からは，法テラス東京に行く方が便利である。

□　申立人の勤務先所在地が　　　　　　　　　　　　　である。

□　係争物件の所在地が　　　　　　　　　　　　　である。

□　事故発生場所が　　　　　　　　　　　　である。

□　代理人を含む出頭予定当事者数は，

　　　申立人側　　名

　　　相手方側　　名（相手方側については，不明であれば，記入不要。）

□　その他（具体的に記載する。）

|  |
| --- |
| ①　新宿調停実施には，相手方の全員が，東京都新宿区，目黒区，世田谷区，渋谷区，中野区，杉並区，豊島区，北区，板橋区又は練馬区のいずれかの区内に住所又は勤務先があることが必要です。  ②　新宿調停は，毎週木曜日に実施します（祝日等で実施しない日もあります。）。  ③　第１回の調停は，墨田庁舎で実施します。 |

＊　事件申立てと同時か，申立て後，１週間以内に東京簡易裁判所民事６室担当係へ提出してください。